

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人静岡英和学院
② 設置大学名称	静岡英和学院大学短期大学部
③ 担当部署	法人事務局 企画部経営課
④ 問合せ先	TEL : 054-262-0091 E-MAIL : presi-room@shizuoka-eiwa.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 8 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 10 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/information/governance.html
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念及び教育目的について、大学ホームページ、大学案内冊子、履修要綱、学生便覧などにより、広く公表している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	それぞれの方針を公表し、履修要項等を用いた学生指導により教育課程の理解を深めるとともに、自己点検評価結果に基づいて教育の質向上に努めている。 『本学の３つのポリシー』： https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/policy.html 『履修要項（シラバス）』： https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/campuslife/syllabus.html 『自己点検評価書』： https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/information/self-inspection.html
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「静岡英和学院大学短期大学部学則」や「静岡英和学院大学短期大学部教授会規則」、「静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程」等により、学長及び副学長の役割や委員会等組織の審議内容、所轄事項を定めることで、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	各種委員会の構成員に職員が加わっているほか、時間割やカリキュラム編成の際に事務職員が積極的に関わるなどして、教職協働体制を確保している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）に係る取組みの基本方針や年次計画をそれぞれ策定し、推進している。毎年度教職員を対象とした研修会を行うことで、教職員の資質向上に努めている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育職の長や事務職の長、管理職の見解を収集した上で、大学および学院の中期的な内外環境を踏まえて、具体的な中長期計画を策定し、常任理事会、理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	5年の中長期計画は、年次ごとの目標を掲げており、各部門において進捗管理を行っている。並行して年度ごとに事業計画も作成しており、年度末には事業報告書を作成して成果と進捗を公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授ける。社会人の受け入れについては、科目等履修生や「社会人一般」、「社会人シニア」の特別選抜を設け、意欲のある社会人が大学で学ぶ機会を設けている。また、学内に学生修学サポートセンターを置き、修学に際して特別な配慮の提供を希望する学生の相談に応じている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	大学主催の公開講座や高大連携事業、周辺自治体との地域課題解決、産学官連携等に取り組み、「知の拠点」としての役割を果たしている。また地域貢献の一環として静岡市と連携協定を結び、地域子育て支援センターを学内に開設した。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な学生を受容すべく、専門のセンターを設置してサポート体制を整えているほか、毎年実施している教職員研修会では外部講師を招聘し、ジェンダーや合理的配慮等をテーマとする講演を行うなどして、多様性に対する教職員の理解を深めている。 『学生修学サポートセンター』： https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/campuslife/student-study-support.html 『留学生センター』：

	https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/campuslife/international-exchange/isc/
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 4 名（総数 15 名）、評議員 8 名（総数 16 名）の女性を登用している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を寄附行為、理事等選任委員会運営規則に定めている。理事選任のための選任機関を寄附行為に基づき設置し、寄附行為及び理事等選任委員会運営規則に従い、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で理事を選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。 寄附行為 URL: 4 章 3 節 理事会の運営 7 章 理事会と評議員会の協議 https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/pdf/kihukoui02.pdf
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を寄附行為に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は法令に基づく資格を有する者から理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査委員会等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有と意見交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。寄附行為 URL:6 章 1 節 評議員の選任、選任過程 https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/pdf/kihukoui02.pdf
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。 寄附行為 URL: 6 章 2 節 評議員の職務、招集 7 章 理事会と評議員会の協議 https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/pdf/kihukoui02.pdf
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを整備し、学内で周知している。また、危機管理委員会を毎年度開催し、危機管理マニュアルについて適宜見直しを行っている。事業継続計画については、策定に向けて準備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス推進規程を定め、理事長を最高責任者とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開の基本方針を策定するとともに、情報の開示及び公表に関する細則を整備し、情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	専門用語や数値が並ぶ財務報告などでは、分かりやすい用語での解説やグラフを取り入れ、ステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明